

平成26年10月1日及び平成27年3月26日に  
優先評価化学物質の指定の取消しを行った物質と  
平成27年4月1日に指定を行った優先評価化学物質に関する  
製造数量等の届出について（お知らせ）

平成27年4月1日  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

平成26年10月1日及び平成27年3月26日に優先評価化学物質の指定の取消しを行った物質と平成27年4月1日に指定を行った優先評価化学物質における、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第8条及び第9条に基づく製造数量等の届出について、お知らせいたします。

**1. 平成26年10月1日及び平成27年3月26日に優先評価化学物質の指定の取消しを行った物質について**

平成26年10月1日及び平成27年3月26日に優先評価化学物質の指定の取消しを行った計6物質については、本年度から一般化学物質として前年度実績の製造数量等の届出を「一般化学物質製造数量等届出書」にて行うこととなります。

一般化学物質の製造数量等の届出を行う際、「一般化学物質製造数量等届出書」の「物質名称」の欄には、指定を取り消された優先評価化学物質の名称を記載いただくよう、お願いいたします（特に、「2, 4-ジ-*tert*-ペンチルフェノール」については、一般化学物質と名称及び範囲が異なりますので、御留意いただけますようお願いいたします）。

表1 優先評価化学物質の指定の取消しを行った物質について

優先評価化学物質 通し番号	取消日	製造・輸入 数量等の届出	「一般化学物質製造数量等届出書」の 「物質名称」の欄に記載いただきたい名称 (指定を取り消された優先評価化学物質の名称)
No.61	平成26年 10月1日	本年度から 一般化学物質 として届出	ジニトロトルエン
No.63			2, 4-ジ- <i>tert</i> -ペンチルフェノール
No.72			4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (別名4, 4'-メチレンジアニリン)
No.78			3, 3'-ジクロロベンジジン
No.88			シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミド メチル=(1 <i>RS</i> )- <i>cis-trans</i> -2, 2- ジメチル-3-(2-メチルプロパー1-エニル)シク ロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)
No.13	平成27年 3月26日		クロロエチレン(別名塩化ビニル)

## 2. 平成27年4月1日に指定を行った優先評価化学物質について

平成27年4月1日に指定を行った優先評価化学物質については、本年度は一般化学物質としての前年度実績の製造数量等の届出を「一般化学物質製造数量等届出書」にて行うこととなります。

平成28年度からは優先評価化学物質としての製造数量等の届出を行うこととなりますので、御留意ください。

表2 新たに指定した優先評価化学物質について

優先評価化学物質 通し番号	指定日	製造・輸入数量等の届出
No.177~190	平成27年 4月1日	本年度は一般化学物質として届出 平成28年度から優先評価化学物質として届出

## 3. 平成26年4月1日に指定した優先評価化学物質と CAS 番号の関連付け及び製造・輸入数量等の届出の留意点

平成26年4月1日に指定した優先評価化学物質は、本年度から優先評価化学物質として前年度実績の製造数量等の届出を「優先評価化学物質製造数量等届出書」にて行うこととなります。

本年度より優先評価化学物質として製造・輸入数量等の届出を行うに際し、平成26年4月1日に指定した物質のうち範囲の複雑なものについて、該当するCAS番号や届出における留意点を平成26年4月1日付にて公表しています。

つきましては、「平成25年12月20日及び平成26年4月1日に指定又は取消しを行った優先評価化学物質に関する製造数量等の届出について(お知らせ)」(平成26年4月1日)を参照し、製造・輸入を行う物質のCAS番号が優先評価化学物質に該当するか否かを確認の上、届出を行ってください。

### (参考) 優先評価化学物質の製造数量等の届出方法について

優先評価化学物質の届出方法については「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」(平成27年3月)(経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室)を御参照ください。

※「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」(平成27年3月)  
(経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室)

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/ippantou/manual-H27.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual-H27.pdf)

**本件に関するお問い合わせ先**

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

(電話) 03-3501-0605

(FAX) 03-3501-2084

(mail) kashinhou-junbi@meti.go.jp

※(参考) 経済産業省化審法ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kashinhou/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/index.html)

平成27年4月1日に指定した優先評価化学物質に  
該当するCAS番号と製造・輸入数量等の届出における留意点

平成27年4月1日  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

平成27年4月1日に指定した優先評価化学物質のうち、範囲の複雑なものについて、該当するCAS番号をお知らせいたします。

平成28年度受付（平成27年度実績）からの製造・輸入数量等の届出においては、製造・輸入を行う物質のCAS番号が優先評価化学物質に該当するか否かを確認の上、届出を行ってください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号：178

飽和脂肪酸（C=8～18、直鎖型）のカリウム塩又は不飽和脂肪酸（C=18、直鎖型）のカリウム塩

CAS 番号（注1）	届出の留意点
143-18-0	—
593-29-3	—
764-71-6	—
10124-65-9	—
13040-18-1	—
13429-27-1	—
61789-30-8	（注2）
61790-32-7	（注2）
67701-09-1	（注2）
68002-80-2	（注2）
68153-66-2	（注2）
69669-25-6	（注2）
91001-66-0	（注2）
91032-02-9	（注2）

（注1）平成26年度に届出のあったCAS番号のみ記載

（注2）このCAS番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含む可能性があります。その場合は合理的な比率に按分して届出を行ってください。

（優先評価化学物質と一般化学物質に数量を切り分けて届出を行うことが容易ではない場合には、届出書の「その他の番号」の欄にCAS番号を記入した上で、数量の全量を一括して優先評価化学物質に届け出てください。）

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号：180

2－（*N*-ドデシル-*N*, *N*-ジメチルアンモニオ）アセタート

CAS 番号（注1）	届出の留意点
683-10-3	—
66455-29-6	（注3）
68424-94-2	（注3）

（注1）平成26年度に届出のあったCAS番号のみ記載

（注3）このCAS番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含む可能性があります。その場合は合理的な比率に按分して届出を行ってください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号：183

*N*-[3-[オクタデカン（又はヘキサデカン若しくはテトラデカン）アミド]プロピル]-*N*-メチル-2-[オクタデカノイル（又はヘキサデカノイル若しくはテトラデカノイル）オキシ]エチルアンモニウム＝クロリド

CAS 番号（注1）	届出の留意点
1116380-81-4	（注2）

（注1）平成26年度に届出のあったCAS番号のみ記載

（注2）このCAS番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含む可能性があります。その場合は合理的な比率に按分して届出を行ってください。

（優先評価化学物質と一般化学物質に数量を切り分けて届出を行うことが容易ではない場合には、届出書の「その他の番号」の欄にCAS番号を記入した上で、数量の全量を一括して優先評価化学物質に届け出てください。）

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号：184

アルキル（C=12～16）（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩

CAS 番号（注1）	届出の留意点
139-07-1	—
139-08-2	—
61789-71-7	（注2）
68391-01-5	（注2）
68424-85-1	—

（注1）平成26年度に届出のあったCAS番号のみ記載

（注2）このCAS番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含む可能性があります。その場合は合理的な比率に按分して届出を行ってください。

（優先評価化学物質と一般化学物質に数量を切り分けて届出を行うことが容易ではない場合には、届出書の「その他の番号」の欄にCAS番号を記入した上で、数量の全量を一括して優先評価化学物質に届け出てください。）



＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号：188

$\alpha$ -アルキル（C=9～11）- $\omega$ -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（数平均分子量が1,000未満のものに限る。）

CAS 番号（注1）	届出の留意点
26183-52-8	（注3）
34398-01-1	（注3）
61791-13-7	（注4）
61791-28-4	（注4）
61827-42-7	（注3）
66455-15-0	（注4）
68002-97-1	（注4）
68131-40-8	（注4）
68439-45-2	（注4）
68439-46-3	（注3）
68439-54-3	（注4）
70879-83-3	（注3）
71060-57-6	（注3）
73398-63-7	（注4）
78330-20-8	（注3）
78330-21-9	（注4）
160875-66-1	（注3）

（注1）平成26年度に届出のあったCAS番号のみ記載

（注3）このCAS番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含む可能性があります。その場合は合理的な比率に按分して届出を行ってください。

（注4）このCAS番号のものは、優先評価化学物質通し番号189に該当するもの又は優先評価化学物質に該当しないものを含む可能性があります。その場合は合理的な比率に按分して届出を行ってください。

＜優先評価化学物質に該当する CAS 番号について＞

優先評価化学物質通し番号： 189

$\alpha$ -アルキル (C=12~15) - $\omega$ -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (数平均分子量が 1,000 未満のものに限る。)

CAS 番号 (注 1)	届出の留意点
3055-93-4	—
3055-99-0	—
5274-68-0	—
9002-92-0	(注 3)
9043-30-5	(注 3)
24938-91-8	(注 3)
27306-79-2	(注 3)
60828-78-6	(注 3)
61791-13-7	(注 4)
61791-28-4	(注 4)
66455-14-9	(注 3)
66455-15-0	(注 4)
68002-97-1	(注 4)
68131-39-5	(注 3)
68131-40-8	(注 4)
68154-96-1	(注 3)
68439-45-2	(注 4)
68439-50-9	(注 3)
68439-54-3	(注 4)
68526-94-3	(注 3)
68551-12-2	(注 3)
68951-67-7	(注 3)
69011-36-5	(注 3)
71011-10-4	(注 3)
73398-63-7	(注 4)
78330-21-9	(注 4)
84133-50-6	(注 3)

(注 1) 平成 26 年度に届出のあった CAS 番号のみ記載

(注 3) この CAS 番号のものは、優先評価化学物質に該当しないものを含む可能性があります。その場合は合理的な比率に按分して届出を行ってください。

(注 4) この CAS 番号のものは、優先評価化学物質通し番号 188 に該当するもの又は優先評価化学物質に該当しないものを含む可能性があります。その場合は合理的な比率に按分して届出を行ってください。